

(目的)

第1条 この条例は、市民の歯と口腔の健康づくりの推進について、基本理念を定め、市及び歯科医師等の責務並びに教育等関係者及び市民の役割を明らかにするとともに、市の施策の基本的な事項を定めることにより、市民の歯と口腔の健康づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって市民が生涯にわたり、生き生きと元気に過ごせるようにすることを目的とする。

【趣旨】

本条は、本件条例の内容を総括的に示すとともに、その目的は、「市民の歯と口腔の健康づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって市民が生涯にわたり、生き生きと元気に過ごせるようにすること」にあることを定めている。

【解説】

- 1 本件条例は市民の歯と口腔の健康づくりを推進するため、基本理念を定め、市、歯科医師等、教育等関係者及び市民が、それぞれ有する責務又は役割を踏まえて行動するとともに、相互に連携・協力し、一体となって歯と口腔の健康づくりのための施策を総合的かつ計画的に推進していくという市の施策の枠組みを提示した条例であって、市民の権利を制限し又は義務を課すことを内容とする条例ではない。
- 2 「歯と口腔」とは、歯及び口の中のことをいう。
- 3 「歯と口腔の健康づくり」とは、歯と口腔について、むし歯、歯肉炎、摂食障害等のない健康な状態にし、その状態を保持するための取組のことをいう。
- 4 「市及び歯科医師等の責務並びに教育等関係者及び市民の役割」というように責務と役割に分けているが、これは市民の歯と口腔の健康づくりの推進において、関係主体がそれぞれの「役割」を持つ中で、市は行政面において、歯科医師等は歯科保健医療面において、それぞれ統括的かつ中心的な立場にあることから、この両者については、特に「責務」と定めたものである。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 歯科医師等　流山市歯科医師会、歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士その他の歯科医療又は歯と口腔の健康に係る保健指導の業務に携わる者をい

う。

(2) 教育等関係者 教育、保健、医療及び福祉の関係者であって、歯と口腔の健康づくりに関する業務を行うもの（歯科医師等を除く。）をいう。

【趣旨】

本条は、本件条例の用語の意義を定めている。

【解説】

- 1 「歯科医師等 流山市歯科医師会、歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士その他の歯科医療又は保健指導に係る業務に携わる者」とは、流山市歯科医師会、歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士のほか、歯科医師と連携協力して、歯科医療又は保健指導を行う看護師、准看護師、言語聴覚士等も含まれる。
- 2 「教育等関係者 教育、保健、医療及び福祉の関係者であって、歯と口腔の健康づくりに関する業務を行うもの（歯科医師等は除く。）」はいずれも歯と口腔の健康づくりにおいて指導的立場又は支援する立場にあるが、職務の性質、指導支援する対象者等の観点から、次のふたつに分類することができる。
 - ① 教育関係者とは主に学校において、児童生徒の歯と口腔の健康に関わる指導を行う者をいう。具体的には、口腔衛生を指導する養護教諭、食生活と健康について指導する栄養教諭・学校栄養職員はもとより、口腔衛生指導などの歯と口腔の健康づくりに関わる業務を担当する学校職員など（学級を担任する教諭、保健体育科の教諭、家庭科の教諭、保健主事など）が該当する。さらに、こうした学校職員を指揮、指導する立場にある校長等の管理職も含まれるものである。

なお、学校歯科医は本条第2号に規定する歯科医師等に該当するため除外されている。
 - ② 保健、医療及び福祉関係者とは保健、医療及び福祉のそれぞれの分野において、歯と口腔の健康に関わる活動、指導又は医療行為を行う者をいう。具体的には、医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、言語聴覚士、管理栄養士、栄養士、保育士、介護士（ホームヘルパー）等。
- 3 「保健指導」とは、何らかの健康問題をもつ人、将来健康問題をもつ危険性のある人、将来の健康問題に危惧を抱いている人等を対象に、保健医療従事者が専門的な立場で有効な情報を提供することなどを通じて、健康に関する指導又は相談若しくは助言を行うことをいう。

（基本理念）

第3条 歯と口腔の健康づくりは、子どもの健やかな成長、様々な生活習慣病

の予防等市民の全身の健康づくりに重要な役割を果たすことから、市民が日常生活において自ら歯と口腔の健康づくりに取り組むことを促進するとともに、乳幼児期から高齢期までを通じて最適な歯と口腔の保健サービス及び医療サービスを受けることができる環境の整備を推進することを基本理念として行わなければならない。

【趣旨】

歯と口腔の健康づくりの推進のための基本理念を掲げた規定である。元来、個人による健康の実現は、各個人が主体的に取り組む課題であるが、社会全体として各個人の主体的な健康づくりを支援していくための環境整備も必要である。

【解説】

- 1 「歯と口腔の健康づくりは、子どもの健やかな成長、様々な生活習慣病の予防等市民の全身の健康づくりに重要な役割を果たすこと」とは、基本理念において、改めて基本的な現状認識を述べたものである。
- 2 「歯と口腔の保健サービス及び医療サービス」とは、歯と口腔に関する健康教育、健康相談、健康診査等の保健サービスと、歯科疾患の治療、治療後の定期健康診査などの医療サービスをいう。

(市の責務)

- 第4条 市は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、歯と口腔の健康づくりの推進に関する総合的かつ計画的な施策を実施する責務を有する。
- 2 市は、前項の施策の実施に当たっては歯と口腔の健康づくりに関する活動を行う他の者と連携して行わなければならない。

【趣旨】

本条は、市が本件条例に基づいて市民の歯と口腔の健康づくりを推進するに当たり、市の責務を定めたものである。

【解説】

- 1 本条は市として歯と口腔の健康づくりを推進していくことを明らかにしたものだが、具体的な施策については、本件条例を所管する執行機関が中心となって実施されることになる。
- 2 「基本理念にのっとり」とは、常に本件条例に規定される基本理念を念頭

に置き、それを手本、基準とすべきことをいう。

- 3 「総合的かつ計画的な施策を実施する」とは、歯と口腔の健康づくりは教育、医療、保健、福祉等多方面の分野に関係することから一定の目標を立てて進めていくための施策を実施することをいう。
- 4 「歯と口腔の健康づくりに関する活動を行う他の者と連携して行わなければならない」とは、個々の縦割り的な対応だけではなく、関係機関及び他職種との連携、協力により、一層効果的な歯と口腔の健康づくりを推進することである。

(歯科医師等の責務)

- 第5条 歯科医師等は、基本理念にのっとり、それぞれの業務において歯と口腔の健康づくりの推進に努めるとともに、市が実施する歯と口腔の健康づくりの推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。
- 2 歯科医師等は、それぞれの業務において歯と口腔の健康づくりを推進するに当たっては、歯と口腔の健康づくりに関する活動を行う他の者と連携するよう努めなければならない。

【趣旨】

本条は、市民の歯と口腔にかかる保健分野及び医療分野のいずれにおいても、歯科医師等の果たす役割が特に重要であることから、歯科医師等について、市の実施する歯と口腔の健康づくり施策への協力を責務として定めたものである。

【解説】

- 1 「歯と口腔の健康づくりに関する活動を行う他の者と連携する」とは関係機関及び他職種との連携により専門的かつ効果的な歯と口腔の健康づくりを推進するということである。

(教育等関係者の役割)

- 第6条 教育等関係者は、基本理念にのっとり、それぞれの業務において、市民の年齢階層、心身等の状況に応じて、歯と口腔の健康づくりの推進に努めるとともに、その推進に当たっては、歯と口腔の健康づくりに関する活動を行う他の者と連携するよう努めるものとする。

【趣旨】

本条は、歯と口腔の健康づくりを推進するに当たり、歯科保健指導など歯と口腔の健康づくりに関わる業務を行う教育等関係者の役割について定めたもの

である。

【解説】

- 1 「年齢階層、心身等の状況」とは、各ライフステージにおける身体及び精神状態の特徴を指す。
- 2 「歯と口腔の健康づくりに関する活動を行う他の者と連携する」とは、個々の縦割り的な対応だけではなく、他職種との連携により、一層効果的な歯と口腔の健康づくりを推進するということである。

(市民の役割)

第7条 市民は、基本理念にのっとり、歯と口腔の健康づくりに関する正しい知識及び理解を深め、市が実施する歯と口腔の健康づくりに関する施策を活用するとともに、歯科医の支援を受けることにより、自らの歯と口腔の健康づくりに積極的に取り組むよう努めるものとする。

【趣旨】

本条は、歯と口腔の健康づくりにおいて、市民に期待される役割を規定しているものである。

市民は、健康の保持増進のため、その重要性に対する关心と理解を深め、日頃から積極的に行動することが必要である。歯と口腔の健康づくりは、全身の健康づくりにも関係することから、市民の役割として、自主性及び自立性を尊重しつつ、自ら進んで歯と口腔の健康づくりに取り組むよう努めることを規定したものである。

【解説】

- 1 「自らの歯と口腔の健康づくりの取り組み」とは、日頃から歯や歯肉等の自己観察（セルフチェック）をすること、正しい磨き方で毎食後欠かさず歯磨きをすること、定期的に歯科検診を受け、歯科医による支援のもと疾病の予防に努めることなどがあげられる。

(主な施策)

第8条 市は、市民の歯と口腔の健康づくりを推進するための主な施策として次に掲げる事項を実施するものとする。

- (1) 市民が歯科健康診査、保健指導、健康教育等の必要な歯と口腔の保健サービスを受けることができる環境の整備及び当該保健サービスの普及啓発に

関すること。

- (2) 歯と口腔の健康づくりに関する情報の収集及び提供並びに歯科医師等、教育等関係者の連携体制の構築に関すること。
- (3) 子どもの心身の健全な成長に重点を置いた歯と口腔の健康づくりに関すること。
- (4) 子どもから高齢者まで生涯にわたる効果的な歯と口腔の健康づくりに関すること。
- (5) 障害を有する者、介護を必要とする者等の適切な歯と口腔の健康づくりに関すること。
- (6) 食育の推進を通じた歯と口腔の健康づくり及び健全な食生活のサポートに関すること。
- (7) 歯と口腔の健康づくりの業務に携わる者の確保及び資質の向上に関すること。

【趣旨】

本条は、市民の歯と口腔^{くう}の健康づくりを図るために基本的施策を明示し、その推進を規定したものである。

【解説】

- 1 市民に歯科健診及び歯科保健サービスを受けられる機会を提供できるよう、歯科保健事業を充実させ、広く市民に周知するものである。
- 2 市民の歯と口腔^{くう}の健康づくりの推進のために、関係機関との情報収集及び情報提供をすることで連携体制を構築し、円滑に推進していくこうとするものである。
- 3 乳幼児期、学童期及び思春期において歯と口腔を健康に保つことは、心身の健全な成長につながるため、より一層充実した事業を推進していくものである。
- 4 子どもから高齢者に至るまで、全てのライフステージにおいて、保健、医療、福祉、教育など様々な分野が実施する歯と口腔^{くう}の健康づくりの事業の推進を図るためのものである。
- 5 障害を有する者、介護を必要とする者等は、むし歯や歯周疾患等が治療されていないなど歯と口腔^{くう}の健康状況が良好でないケースが見られるため、特に重点的に推進していくこうとするものである。
- 6 歯と口腔の健康づくりは食育と大きく関わるため、食べること及びかむことを中心に食生活のサポートを推進していくものである。

7 歯と口腔の健康づくりの推進が円滑かつ適切に実施するためには、歯と口腔の健康づくりに関する業務に携わる者の人数の確保及び資質の向上に努める必要がある。

(計画の策定等)

第9条 市長は、市民の歯と口腔の健康づくりの推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な計画を定めるものとする。

【趣旨】

本条は、歯と口腔の健康づくりに関する基本的な計画を策定し、生涯にわたる市民の歯と口腔の健康づくりの着実な実現に向けて総合的かつ計画的に取り組むことを明らかにしたものである。

【解説】

1 歯・口腔の健康づくりは保健、医療、福祉、教育など多方面の分野に関係することから、市の事務全般にわたって総合的に一元化するために策定するものである。

(財政上の措置等)

第10条 市は、市民の歯と口腔の健康づくりの推進の関する施策を実施するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

【趣旨】

本条は、市民の歯と口腔の健康づくりの推進に関する施策は、長期にわたり継続的に行なわれることが求められる一方で、これに要する費用を確保する必要があることから、市において所要の財政上の措置を講ずることを規定したものである。

【解説】

1 市民のために歯と口腔の健康づくりに係る施策を実施するため、職員を含め必要な人員を配置し、新たな事業を開催するなど必要な措置を執ることも含まれている。しかし、本件条例中に本条を置いたことから、ただちに直接的な財政措置を伴うものではなく、具体的な事業に係る予算措置については、その必要性、妥当性、効率性などが検討された上で、財政状況を踏まえつつ個別に決定されるものである。